

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市荻窪町1037番地3

氏名 株式会社パイプ環境サービス
代表取締役 遠藤 龍太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月 14日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上15種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 6月 14日 新規許可

令和 2年 6月 14日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

（以下余白）

(裏面)

別表 産業廃棄物の種類: 金属等を含む廃棄物

有害物質名 限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアノ化合物	P C B	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二・ジクロロエタン	15 一・二・ジクロロエチレン	16 シス、ト・ジクロロエチレン	17 一・二・ジクロロエタン	18 一・二・トリクロロエタン	19 一・三・ジクロロプロパン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四ージオキサン	26 ダイオキシン類
燃え殻																										
汚泥																										
廃油																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
鉱さい																										
ばいじん																										
指定下水汚泥																										

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)